

(午前10時06分 開会)

**○議長(比嘉武宏)**

これより平成31年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

**○議長(比嘉武宏)**

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおります。

**○議長(比嘉武宏)**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において22番、比嘉義弘議員、23番、伊佐文貴議員を指名いたします。

**○議長(比嘉武宏)**

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日2月8日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

ご異議なしと認めます。

よって会期は2月8日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程表のとおりであります。

**○議長(比嘉武宏)**

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行います。

11番、喜友名盛充議員から、本日は欠席する旨の届け出がありました。

13番、仲宗根誠議員より、遅れる旨の連絡がありました。

副連合長の仲間一金武町長より、別公務があるため、出席できない旨、報告がありました。

次に、平成31年1月18日の全員協議会において、空席でありました議会運営委員会の委員長に大浜安史議員が、副委員長に平良敏夫議員が決定したと報告がありました。

次に、平成31年1月18日付けで、今帰仁村・本部町選挙区選出の吉田清尊議員及び恩納村・宜野座村・金武町選挙区選出の眞栄田絵麻議員から平

成31年3月31日付けで辞職したい旨、辞職願が提出されましたので、平成31年1月18日付けで許可いたしました。

次に、1月18日及び2月8日付けで沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。

監査委員より、平成30年6月分から11月分までの例月現金出納検査結果報告が提出されております。

議案書の139ページより、写しを添付していますので、のちほどご確認ください。

次に、議会運営委員長から、閉会中の継続審査申出書が提出されております。それぞれ後刻議題といたします。

以上をもって、諸般の報告とします。

**○議長(比嘉武宏)**

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より行政報告の申し入れがありますので、発言を許します。

島袋俊夫連合長。

**○連合長(島袋俊夫)**

皆様、おはようございます。連合中の島袋でございます。

それでは、平成31年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会にあたりまして、行政報告を申し上げます。

前回の定例会が、昨年8月17日に開催されておりますので、その日以降、本日までの後期高齢者医療行政につきまして、概要をご報告申し上げます。

10月18日に、鹿児島県霧島市において九州地域ブロック協議会連合長会議が開催され、全国後期高齢者医療広域連合協議会から厚生労働省への、要望事項について九州各県からの意見の取りまとめが行われました。

11月15日に、東京都において全国後期高齢者医療広域連合協議会より、全国の広域連合からの要望事項を取りまとめまして、根本匠厚生労働大臣に対しての要望活動を行いました。

その主な内容は、保険料等に関する事項として

①軽減特例措置については、現行制度を維持し、恒久化を検討すること。

②被保険者の保険料負担が、急激に増加しないよう、国の財政支援を拡充すること。

③窓口負担については、高齢者が必要な医療を受ける機会の確保のため現状維持することなどを要望しております。

その他にも標準システムに関する事項。あんま・マッサージ、鍼・灸療養費の適正化に関する事項等を含む、計6項目について、大口善徳厚生労働副大臣へ、要望書が手交されております。

今後九州各県及び全国の広域連合と連携を密にし、より良い後期高齢者医療制度の実現に向けて、努力して行きたいと考えております。

11月16日には、当広域連合の議員の大幅な改選に伴い、臨時会が開催されました。新たな議長に浦添市の比嘉武宏議員、副議長に国頭村の宮城誠議員が選任されております。また、監査委員に南風原町の大城勝議員が選任され、広域連合議会も新体制でスタートすることになりました。

平成29年2月10日の平成29年2月定例会において議決いただきました、診療報酬不正請求に係る診療報酬返還等請求訴えの提起につきましては、1月15日に那覇地方裁判所において、当方の主張が、全面的に認められる判決がありました。今後は、返還金等の回収に向け努力してまいります。

さて、平成20年4月にスタートいたしました後期高齢者医療制度は、平成31年度には制度開始から12年目を迎えることになりました。高齢者を支える医療制度として安定し、定着してきたと考えております。

今後とも、構成市町村、関係機関と連携し、適切な医療の確保を図りながら、健康寿命の延伸に向けた取組として健康診査や、各種疾病予防事業等を推進し、制度の円滑な運営に努力してまいり所存でございます。

議員の皆様におかれましては、今後ともご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の定例会には、条例3件、補正予算1件、当初予算2件など、合計6件の議案を提出してございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます、行政報告といたします。

#### ○議長(比嘉武宏)

ただいま、連合長より行政報告が終わりました。

#### ○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第5、議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

#### ○連合長(島袋俊夫)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成31年2月8日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

平成30年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に鑑み、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与を改定したいため、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する必要がある。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長(比嘉武宏)

野原健一事務局長。

#### ○事務局長(野原健一)

おはようございます。事務局長の野原でございます。

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正内容は議案書の1ページから、新旧対照表は9ページからとなっております。

今回の条例改正は、平成30年8月10日付け、人事院勧告及び平成30年10月11日付け沖縄県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告を受けて改正するものです。

改正内容としましては、月例給については民間との格差を解消するために平均666円、率にして0.19%の引き上げを行います。

また期末・勤勉手当については民間の支給割合

を踏まえて勤勉手当の0.05カ月分引き上げを行うものです。

月例給引き上げは、初任給や若い職員層へ手厚く反映される内容となっております。

例えば、1級1号については、1,500円引き上げになるのに対して、7級61号は、400円の引き上げとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長(比嘉武宏)**

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

**○議長(比嘉武宏)**

続きまして、日程第6、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

**○連合長(島袋俊夫)**

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成31年2月8日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

現行の休暇の種類を整理する必要があるため、提案いたします。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

**○議長(比嘉武宏)**

野原健一事務局長。

**○事務局長(野原健一)**

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職

員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

19ページからが改正内容、23ページからは新旧対照表となっております。

今回の改正内容につきましては、現行の休暇の種類を整理する必要があるためによる条例改正でございます。

具体的な内容としましては、有給休暇と無給休暇の種類を明確に区分するためのもので、休暇の内容等に変更はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長(比嘉武宏)**

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

**○議長(比嘉武宏)**

続きまして、日程第7、議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

**○連合長(島袋俊夫)**

議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成31年2月8日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正及び、後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の見直しに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要がある。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

げます。

**○議長(比嘉武宏)**

休憩いたします。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時23分 再開)

**○議長(比嘉武宏)**

再開いたします。

野原健一事務局長。

**○事務局長(野原健一)**

議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本日お配りした議案書の3ページをご覧ください。

改正内容は3ページから、新旧対照表は5ページからとなっています。

今回の条例改正の内容につきましては2点ございます。

1点目に、所得の少ない者に係る保険料の軽減について、保険料均等割額の5割軽減及び2割軽減の基準額を引き上げるものでございます。

5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準につきましては、世帯に属する被保険者の数に乗ずる金額を27万5,000円から5,000円引き上げて28万円に、2割軽減の所得判定基準につきましては、世帯に属する被保険者の数に乗ずる金額を50万円から1万円引き上げて51万円に改めるものでございます。

2点目の後期高齢者の保険料均等割に係る軽減特例の見直しにつきましては、現行の9割軽減が適用される被保険者の均等割額を、平成31年度には8割軽減に、平成32年度以降は本則の7割軽減とし、現行の8.5割軽減が適用される被保険者の均等割額を、平成31年度までは現行通りの8.5割軽減とし、平成32年度(2020年度)は7.75割軽減に、平成33年度以降は本則の7割軽減とし、段階的に見直すものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長(比嘉武宏)**

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

**○議長(比嘉武宏)**

続きまして、日程第8、議案第3号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

**○連合長(島袋俊夫)**

議案第3号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)。

平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,060万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,470億6087万2,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)。

第2条債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成31年2月8日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長(比嘉武宏)**

野原健一事務局長。

**○事務局長(野原健一)**

議案第3号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

議案書の28、29ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。

今回の補正は、歳入、歳出ともに5,060万7,000円減額し、1,470億6087万2,000円といたします。

詳細については後ほどご説明いたします。

30ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正。平成31年度予算において計上しております医療費通知印刷・療養費通知作成の委託業務について、事前に入札業務等を進めるために債務負担行為を追加するものです。

補正予算の詳細について、事項別明細書によりご説明いたします。

38ページ、39ページをお開きください。

歳入です。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目高額医療費負担金を1,754万9,000円減額し、7億1,885万9,000円といたします。

こちらは過年度分の負担金となっており、歳出8款1項2目償還金と相殺することとなりました。

2項国庫補助金、7目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金79万9,000円を増額いたします。

こちらは、今年度行っているシステムの入替えに係る経費のうち、一部に補助金が該当することとなり、受け入れることとなりました。

なお、歳出について増減はございません。

3款県支出金、1項県負担金、2目高額医療費負担金を3,385万7,000円減額し、7億4,479万4,000円とします。

先ほどご説明いたしました、国庫支出金と同じく過年度の負担金であることから、歳出8款1項2目償還金と相殺することとなりました。

40ページ、41ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費歳出の増減はございませんが、先ほどご説明いたしました、歳入の国庫補助金と一般財源の組み替えとなっております。また、需用費と委託料の組み替えを行っております。

42ページ、43ページをお開きください。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金5,140万6,000円減額し、27億7,003万4,000円といたします。

こちらは、1号補正において国・県・市町村等へ前年度の精算金を償還するために計上しておりましたが、先ほど歳入でご説明しましたように、国・県からの過年度分負担金について償還金との

調整を行うこととなったため、減額となっております。

44ページ、45ページをお開きください。

9款1項1目予備費です。

歳出1款1項1目一般管理費に国庫支出金を充当したために組み替えた一般財源を予備費へと増額しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**○議長(比嘉武宏)**

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

**○議長(比嘉武宏)**

続きまして、日程第9、議案第4号、平成31年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

**○連合長(島袋俊夫)**

議案第4号、平成31年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。

平成31年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億6,801万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月8日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願申し上げます。

**○議長(比嘉武宏)**

野原健一事務局長。

**○事務局長(野原健一)**

議案第4号、平成31年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。

議案書は49ページからとなっております。

52ページ、53ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算です。

平成31年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ2億6,801万5,000円を計上しております。前年度と比べ600万円、率にして2.3%の増となっております。

主な歳入の内容について、事項別明細書によりご説明いたします。

議案書の64ページ、65ページをお開きください。

1款、分担金及び負担金2億6,800万円となっております。前年度と比べ600万円の増額となっております。

一般会計の歳入のほとんどは、市町村からの負担金となっており、広域連合規約に基づき、市町村からの共通経費として、均等割10%・高齢者人口割50%・人口割40%の割合で按分し算定しております。

続きまして主な歳出についてご説明いたします。

70ページ、71ページをお開きください。

1款1項1目、議会費328万8,000円。前年度と比べ79万4,000円の減となっております。減額の主な理由は、前年度は議員改選に伴う、臨時会の費用弁償を増額していたためです。

計上している主な内容は、議員報酬93万6,000円、費用弁償156万4,000円、議事録作成委託料57万7,000円等です。

72ページ、73ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。

2億6,190万円となっております。前年度と比べ752万円の増額となっております。増額の主な要因は、給料・職員手当・共済費等の人件費の増となっております。

一般管理費の主な内容としては、職員の人件費として2節給料1億1,193万2,000円3節職員手当等7,423万2,000円4節共済費4,230万円を計上しております。

9節旅費として、県外旅費及び職員が派遣元へ戻る際の帰任旅費等を482万4,000円計上しており

ます。

11節、需用費として消耗品費、光熱水費等に383万9,000円を計上しております。

13節、委託料として、財務会計システム保守、職員健康診断業務、財務諸表作成等に238万円を計上しております。

14節、使用料及び賃借料として、事務所賃借料・財務会計システム等の使用料及び賃借料1,865万2,000円を計上しております。

76ページ、77ページをお開きください。

2款2項1目、選挙管理委員会費4万9,000円を計上しております。

その内容は、委員報酬・費用弁償・需用費及び役務費となっております。

78ページ、79ページをお開きください。

2款3項、監査委員費68万7,000円です。

毎月の例月現金出納検査・年1回の定例監査・年1回の決算審査のための経費です。主な内容は、監査委員報酬と費用弁償等旅費となっております。

82ページ、83ページをお開きください。

4款、予備費209万円となっております。

不測の事態に備えて計上しております。

84ページをお開きください。

給与明細書となっております。1特別職、2一般職の内容となっております。ご一読ください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第10、議案第5号、平成31年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

## ○連合長(島袋俊夫)

議案第5号、平成31年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算。

平成31年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,458億8,729万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)。

第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は120億円と定める。

(歳出予算の流用)。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月8日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお申し上げます。

## ○議長(比嘉武宏)

野原健一事務局長。

## ○事務局長(野原健一)

議案第5号、平成31年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてご説明いたします。

議案書の85ページをお開きください。

第2条の一時借入金についてですが、昨年度の100億円から20億円増額し、今回120億円としております。

一時借入金については、歳計現金に不足が生じ、予算の支出に支障が出た際に、一時的に借入を行うことができるように、あらかじめ予算に定めることとなっております。

一時借入金額は、歳出第2款、保険給付費のひと月分を目安に設定しておりますが、毎月の給付費が120億円に近づいていることから今回増額

計上しております。

第3条、歳出予算の流用についてですが、原則としては各款の間、各項の間での流用は認められていませんが、不測の事態に備えて歳出2款保険給付費において、その各項について流用し予算執行できるようにあらかじめ予算に定めるものであります。

88ページ、89ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。

平成31年度の特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,458億8,729万7,000円として計上しております。前年度と比べ34億3,263万4,000円、約2.4%の増となっております。

主な歳入についてご説明いたします。事項別明細書の100ページ、101ページをお開きください。

1款、市町村支出金は250億6,695万7,000円で、前年度と比べ6億4,389万7,000円の増となっております。

1項、市町村負担金1目事務費負担金は、5億3,500万円で前年度と比べ、3,100万円の増、約6.2%増となっております。

市町村からの事務負担金で、広域連合規約に基づき、均等割10%・高齢者人口割50%・人口割40%の割合で案分し算定しております。

2目、保険料等負担金は、134億1,866万1,000円で、前年度と比べ4億3,680万3,000円の増、約3.4%増となっております。所得の伸び・被保険者数の伸び及び低所得者に対する保険料の軽減措置の見直し等を考慮し、計上しております。

3目、療養給付費負担金は111億1,329万6,000円で、前年度と比べ1億7,609万4,000円の増、約1.6%増となっております。療養給付費の12分の1を計上しております。

2款、国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費負担金333億3,988万6,000円、前年度と比べ5億2,828万1,000円の増、約1.6%増となっております。療養給付費の12分の3を計上しております。

2目、高額医療費負担金7億3,652万5,000円、前年度と比べ1,766万6,000円の増、約2.5%増となっております。1件80万円以上の高額医療費の4分の1を国が負担するものであります。

2項、国庫補助金1目調整交付金113億7,917万

6,000円、前年度と比べ404万1,000円の増となっております。広域連合間の財政の不均衡の是正や事業の内容などの特別な事情により交付されるものです。

2目、健診審査事業費補助金9,401万4,000円、前年度と比べ987万8,000円の増、約11.7%となっております。健診事業費の3分の1補助となっております。

3目、医療費適正化等推進事業費補助金1,149万2,000円、前年度と比べ3万9,000円の減となっております。重複頻回受診者等への訪問指導やジェネリック医薬品普及の啓発活動等への補助です。

102ページ、103ページをお開きください。

4目、特別高額医療費共同事業費補助金1,309万7,000円、前年度と比べ34万5,000円の増となっております。400万円を越えるレセプトの200万円を越える部分についての一部補助です。

6目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金4億2,714万5,000円、前年度と比べ2億6,243万5,000円の減となっております。保険料の軽減措置に対して国より交付されるもので、軽減措置の見直しにより減額となっております。

3款、県支出金、1項、県負担金、1目、療養給付費負担金111億1,329万6,000円、前年度と比べ1億7,609万4,000円の増、約1.6%増となっております。療養給付費に対して12分の1を県が定率負担するものです。

2目、高額医療費負担金7億3,652万5,000円、前年度と比べ1,766万6,000円の増、約2.5%の増となっております。高額療養費の4分の1を県が負担するものであります。

2項1目、財政安定化基金交付金費目存置でございます。県財政安定化基金は、沖縄県が設置している基金で、国・県・広域連合が3分の1ずつ拠出してあります。

保険料収納率が予定を下回った場合や、予測以上の給付費が膨らんだ際等に、交付や貸付を行う基金となっております。

これまで交付・貸付ともに受けたことはございません。

4款、支払基金交付金607億951万9,000円、前年度と比べ12億9,179万3,000円の増、約2.2%増とな

っております。支払基金が国保や被用者保険など現役世代の保険料から後期高齢者支援金を徴収し、広域連合へ交付するものです。

5款、特別高額医療費共同事業交付金5,031万1,000円、前年度と比べ1,482万2,000円の減となっております。国保中央会を通じて400万円以上の高額医療費に対して交付されます。

104ページ、105ページをお開きください。

8款、繰入金20億5,119万7,000円、前年度と比べ10億2,831万2,000円の増となっております。保険給付費等の財源に充てるため保険給付費等準備基金から繰り入れを行っております。

106ページ、107ページをお開きください。

10款、諸収入、3項、雑入、4目、第三者納付金1億5,483万9,000円、前年度と比べ774万6,000円の減となっております。交通事故などの第三者の行為によるケガ等の治療で、広域連合が立て替え払いを行った場合、加害者へ請求する損害賠償金であります。

以上が歳入の主な説明となります。

続きまして、主な歳出についてご説明いたします。

110ページ、111ページをお開きください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費5億5,212万7,000円、前年度と比べ6,686万4,000円の増、約13.8%増となっております。

増額の主な理由は、広域連合標準システムリース料が前年度は2カ月分でありましたが、今回は12カ月分の7,300万4,000円を計上しております。

その他の一般管理費の主な内容は、レセプト点検嘱託員・保健師等の報酬が4,142万9,000円、医療費通知等の各種通知、国保連合会ネットワーク通信費等の役務費が5,254万7,000円、電算システム保守・レセプト点検・共同電算処理等の委託料が3億6,235万2,000円となっております。

114ページ、115ページをお開きください。

2項1目、賦課徴収費1,846万7,000円、前年度と比べ1,777万5,000円の増額をしております。

制度改正の周知を図るためのリーフレット作成及び発送にかかる経費を増額し計上しております。増額分については、国庫支出金を予定しております。



116ページ、117ページをお開きください。

2款、保険給付費、1項、療養諸費、1目、療養給付費1,345億8460万1,000円、前年度と比べ29億5,980万円、約2.2%の増額となっております。

これまでの実績、被保険者数の伸び、一人当たりの医療費の伸び等により算出しております。

2目、訪問看護療養費8億4,768万1,000円、前年度と比べ1億1,167万3,000円、約15.2%の伸びとなっております。これまでの実績に基づき伸び率から増額計上しております。訪問看護ステーションの看護師からの訪問看護を受けた際に支給されます。

5目、審査支払手数料3億1,002万円、前年度と比べ964万1,000円、約3.2%の増となっております。国保連合会への療養費等の請求に関する審査及び支払いに対する手数料でございます。

118ページ、119ページをお開きください。

2項、高額療養費1目高額療養費79億3,779万3,000円、前年度と比べ2億714万8,000円、約2.7%の増となっております。それぞれ被保険者がひと月の医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合に、被保険者からの申請により、その超えた分を給付するものです。

2目、高額介護合算療養費1億2,740万4,000円、前年度と比べ1,203万3,000円、約9.4%の減となっております。後期高齢者医療制度と介護保険の両方の負担額の合算で限度額が超えた場合に支給されるものとなっております。

120ページ、121ページをお開きください。

3項、その他医療給付費、1目、葬祭費1億4,214万円、前年度と比べ74万円の減となっております。

2目、その他医療給付費7億9,113万4,000円、前年度と比べ1,190万7,000円の増となっております。その内容につきましては、あん摩、マッサージ、鍼、灸、柔道整復、補装具等に対する給付となっております。

122ページ、123ページをお開きください。

3款1項1目、県財政安定化基金拠出金費目存置でございます。

先ほど歳入3款2項1目、財政安定化基金交付金でご説明しました基金に対するの拠出金でございます。

基金残高を鑑み、平成28年度からは拠出を行っておりません。

124ページ、125ページをお開きください。

4款、特別高額医療費共同事業拠出金6,995万円、前年度と比べ105万4,000円の増となっております。

1件当たり400万円以上のレセプトを対象としたもので、国保中央会が実施する、リスク分散を図るための共同事業への拠出金及び事務費となっております。

126ページ、127ページをお開きください。

5款、保健事業費、1項、健康保持増進費、1目、健康診査費4億3,972万6,000円、前年度と比べ8,178万4,000円、22.8%の増となっております。被保険者の伸び、受診率の向上、健診内容の充実等により増額となっております。

内容につきましては、基本健診・歯科健診・受診券作成委託等となっております。

2目、その他健康保持増進費3,879万6,000円、前年度と比べ1,094万7,000円、28.2%の減となっております。

市町村の人間ドック等への健康増進補助金の減額が主な要因です。その他の事業内容は、高齢者訪問事業・健康長寿事業等となっております。

132ページ、133ページをお開きください。

8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、2,389万5,000円、前年度と比べ98万2,000円の減となっております。主な内容は、保険料還付金となっております。

134ページ、135ページをお開きください。

9款、予備費302万円、前年度と比べ1,022万7,000円の減となっております。不測の事態に備えての予備的経費でございます。

136ページをお開きください。

給与明細書となっておりますので、ご一読ください。

137ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書となっております。

以上が平成31年度特別会計の歳入歳出の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長(比嘉武宏)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わり

ました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「議長」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

前田千尋議員。

**○前田千尋議員**

今の特別会計に関連する受診券の件で、資料はいただいているのですが、議会で改めてお聞きして答弁を受けたいと思います。

短期証についての交付状況の資料はあるのですが、短期証が全体で何人いるのか。未更新また留め置きを合わせて、全体の数をまずお聞きしたいと思います。

**○議長(比嘉武宏)**

富原守友管理課長。

**○管理課長(富原守友)**

おはようございます。管理課長の富原でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの前田議員のご質疑にお答えいたします。

短期保険者証の件数等ということでございました。

まず短期保険者証の発行件数でございますが、平成30年11月30日現在、短期保険者証が300件、未更新が168件、留め置きが28件、この3点を合計いたしますと496件というふうになっております。

**○議長(比嘉武宏)**

前田千尋議員。

**○前田千尋議員**

ありがとうございます。496件ということで確認いたしました。

資料にもあるのですが、もう一つだけ。

この短期証を発行している市町村、全体のうちの市町村数を教えてください。発行している自治体の数です。

**○議長(比嘉武宏)**

富原守友管理課長。

**○管理課長(富原守友)**

ただいまのご質疑にお答えいたします。

短期証を発行している市町村の数でございますが、41市町村の中、28市町村のほうで短期証を發

行しているところでございます。

**○前田千尋議員**

以上です。

**○議長(比嘉武宏)**

ほかに質疑ございませんか。

平良敏夫議員。

**○平良敏夫議員**

116ページの…。

**○議長(比嘉武宏)**

休憩いたします。

(午前11時03分 休憩)

(午前11時03分 再開)

**○議長(比嘉武宏)**

再開いたします。

**○平良敏夫議員**

116ページの2目、訪問看護療養費ですけど、説明があったのですが、これまでの伸び率は見込みで、15.2%という高い伸び率かなと思っているんですけど、今までそういう伸び率を示してきたのか、ちょっと説明してもらえますか。

**○議長(比嘉武宏)**

大城孝良事業課長。

**○事業課長(大城孝良)**

平良議員の質疑にお答えいたします。

訪問看護療養費につきましては、積算内容としては、過去4年間の実績を基に平成30年見積み見込み額を算出しまして、そちらの見込み額に過去の最大の伸び値を掛けた形で計上しております。

ですから毎年、上がっていく中身になっております。

**○議長(比嘉武宏)**

平良敏夫議員。

**○平良敏夫議員**

これは4年間もそういう平均値をとっているというのですか、そういうことで見込み額として出していっていることになってんですけど、ちょっと心配されるのは非常に高い伸び率で推移しているということは、これからどうなるのだろうという危惧もあるのですが、その高い伸び率の要因を少し話してもらえれば。

**○議長(比嘉武宏)**

大城孝良事業課長。

**○事業課長(大城孝良)**

平良議員の質疑にお答えいたします。

この訪問看護費につきましては、入院医療から在宅医療へ移行するという国の方針もございまして、その方針を受けまして、事業所数でありますとか、その件数が伸びていることが増の要因であると考えております。

ですから今後とも、費用の増加は続くものと考えております。

**○議長(比嘉武宏)**

平良敏夫議員。

**○平良敏夫議員**

医療機関から、住宅介護療養というのですか、そういうふうに国からの移管ということで、どうしてもそれが増加しているということでありませうか。

**○議長(比嘉武宏)**

大城孝良事業課長。

**○事業課長(大城孝良)**

平良議員のご質疑にお答えいたします。

入院医療費がこれまでかなり高額を占めてきてございまして、それを在宅医療につなげるというのが国の方針でございます。以上です。

**○議長(比嘉武宏)**

ただいま3回の質疑がありましたが、ほかに質疑ございせんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時07分 休憩)

(午前11時22分 再開)

**○議長(比嘉武宏)**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○議長(比嘉武宏)**

日程第11、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず、10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。

順次発言を許します。

前田千尋議員。

**○前田千尋議員**

皆さんこんにちは。那覇市選出の前田千尋です。一般質問通告を出しましたので、それに基づき質問いたします。

まず初めに保険料について質問いたします。

(1)本日、第6号議案でも提案されておりますが、軽減特例の見直しについて軽減特例廃止に伴う県内での影響をまずお伺いいたします。

(2)保険料軽減特例の継続を求める声に応じて、本議会でも2018年(平成30年)2月定例会で意見書が採択されました。

後期高齢者の命と健康を守るためにこれ以上の負担増を強いることはできません。軽減措置は今後も必要だと考えます。連合長の見解をお伺いいたします。

2つ目に、実施事業について伺います。

(1)初めに、2018年度の訪問指導事業について、実施状況とその効果について伺います。

(2)次に、2018年度の歯科健診事業について、実施状況と効果を伺います。

最後に職員体制の強化について質問いたします。

(1)職員定数と現在の配置数はどうなっているのかお伺いいたします。

(2)今後後期高齢者が増える中、命と健康を守るための支援を充実強化されることがさらに求められてまいります。

そのためには、職員定数の増員や、業務の割り振りで課を増やすなど体制の見直しを行うべきだと考えます。見解を伺います。

質問は以上ですが、残りの時間、質問席にて再質問を行ってまいります。

**○議長(比嘉武宏)**

富原守友管理課長。

**○管理課長(富原守友)**

それでは、前田議員の一般質問にお答えいたします。

質問事項1. 保険料について。(1)軽減特例の見直しについて。軽減特例廃止に伴う県内での影響を問うにつきましては、まず軽減特例制度が始まってからこれまでの経緯についてご説明いたしま

す。

後期高齢者医療制度では、低所得者ほど負担を少なくする観点から、保険料を構成する所得割と均等割のうち、均等割を所得に応じて7割、5割、2割の3段階で軽減する仕組みが設けられています。

しかし、後期高齢者医療制度の施行に当たって、低所得者への配慮を求める声が多かったことから、負担軽減についての議論が行われ、制度が開始された平成20年度以降、国の予算措置による保険料軽減の特例措置が実施されてきました。

軽減特例の見直しにつきましては、平成27年1月13日に、医療保険制度改革骨子が社会保障制度改革推進本部において決定され、後期高齢者の保険料軽減特例については、特例として実施してから7年が経過する中で、国保での軽減割合は、最大7割となっていることからして、不公平をもたらしていると考えられ、見直しが求められました。

その後の平成28年12月22日に、「今後の社会保障改革の実施について」が同本部において決定され、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成29年度から平成31年度にかけ、所得割の軽減特例及び元被扶養者に対する均等割の軽減特例を段階的に見直してきたところでございます。

また、平成31年10月より見直される均等割に係る軽減特例につきましては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて、見直しを実施するとされております。

次に、均等割に係る軽減特例の見直しに伴う県内での影響についてお答えいたします。

平成31年度では9割軽減の方については、平成31年10月より国庫補助金が廃止されることにより、軽減特例の割合が9割軽減から8割軽減に見直されることから、保険料はこれまでの年額4,844円から9,688円となります。

8.5割軽減の方については、平成31年10月から1年間に限り、軽減特例に係る国庫補助の廃止により、負担増となる所要額について特例的に補填されるため、平成31年度の保険料はこれまでと同額の7,266円となります。

平成32年度につきましては9割軽減の方は、当該年度以降、本則どおりの7割軽減となることから、保険料は31年度の9,688円から1万4,532円となります。

8.5割軽減の方は、国庫補助の廃止に伴う特例的な補てんが平成32年9月まで行われるため、平成32年度は8.5割軽減から7.75割軽減に見直され、保険料は平成31年度の7,266円から1万899円となります。

平成33年度につきましては、8.5割軽減の方は、当該年度以降、本則どおりの7割軽減となることから、保険料は平成32年度の1万899円から1万4,532円となります。

また、今回の軽減特例の見直し該当する被保険者数は9割軽減の方が4万2,821人、8.5割軽減の方が3万1,559人、合計7万4,380人となっております。

#### ○議長(比嘉武宏)

島袋俊夫連合長。

#### ○連合長(島袋俊夫)

今後の軽減措置等についてのご質問でございます。

先ほど行政報告でも申し上げたところでありますが、保険料の軽減特例の見直しにつきましては、高齢者の生活に影響を与えないように、現行制度の維持とあわせて、恒久化についても検討するよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、再三にわたりまして国に対して要望を行ってきたところでございます。

しかしながら、平成31年10月から、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金が支給されることに伴い、後期高齢者医療の保険料均等割の軽減特例についての見直しを実施されることになりました。

今回の見直しでは、介護保険料軽減の拡充と年金生活者の支援給付金の支給とあわせることによりまして、将来的には実質的な負担増にはならないと言われておりますが、後期高齢者医療制度のみを見た場合には保険料の数値的な負担増になるということから、被保険者に対しましては、丁寧な説明と見直し内容の周知が大変重要であると考えております。

当広域連合におきましても、窓口業務を担っている市町村とも連携をとりながら、十分な広報・周知を行って、被保険者の理解を得るように努めてまいりたいと考えております。

また、今後も、低所得者層の状況把握に努めるなど、九州及び全国の後期高齢者医療広域連合協議会におきましても、高齢者の負担軽減に向けましては協議を行い、国に対しても意見・要望を引き続き、行ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

#### ○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

#### ○事業課長(大城孝良)

前田議員のご質問2. 実施事業についてお答えいたします。

(1) 2018年度訪問指導事業について実施状況と効果を問うについてお答えします。

後期高齢者の健康長寿訪問指導事業は、重複・頻回受診者及び健康指導を必要とする対象者に対し、関係市町村及び訪問指導員と連携し、療養上の日常生活指導、病院受診に関する指導及び適切な服薬の指導等を行うことにより、高齢者の健康の保持と重症化予防、医療費の適正化を図ることを目的に実施しております。

平成30年度につきましては、離島を含む9町村と訪問指導員21人が広域連合と委託契約を締結し、1月現在で重複・頻回指導が24市町村で373件、健康指導が30市町村で678件、延べ1,051件の対象者を訪問指導しており、健康指導や介護相談などができる機会を提供することができたと考えています。

訪問指導による重複・頻回受診が抑えられたなどの改善効果については、現在、事業が展開中であるため、終了後、効果について確認してまいります。

平成29年度の実績としましては、訪問指導による、重複・頻回受診の改善割合は、83%で、1人あたり1カ月7万117円の医療費が減額となっております。

続いて(2)2018年度の歯科健診事業について、実施状況と効果を問うについてお答えします。

歯科健診事業は、75歳から79歳までの方を対象

に、平成28年度から実施しています。

内容としましては、沖縄県歯科医師会と連携し、歯科医院において、歯・粘膜・顎関節や歯周病の状況を診査する口腔内外診査と、頬の膨らましや噛む・飲み込むなどを診査する口腔機能診査を行い、その場で医師より受診結果に伴う指導を行なっています。

平成30年度は、名護市、沖縄市、宜野湾市、南城市、糸満市、豊見城市在住の方で、過去1年間に歯科医院での受診のない、8,300人を対象に、定員500人として実施しました。

結果、平成30年9月1日から12月31日までの期間中で194人が受診し、医師からの指導により、口腔ケアの方法や以降の歯科受診につながったものと考えています。

しかしながら、今回、定員500人を下回る結果となっており、次年度に向けて、事業の周知方法や対象者の設定方法などについて県歯科医師会と調整していきたいと考えております。

#### ○議長(比嘉武宏)

嘉陽宗幸総務課長。

#### ○総務課長(嘉陽宗幸)

総務課の嘉陽と申します。よろしく申し上げます。

前田議員の質問事項3. 職員体制の強化について、順次お答えしていきたいと思っております。

(1) 職員定数と現在の配置数について問うについて、お答えいたします。

当広域連合の定数につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員定数条例により職員定数は30人と定められております。

職員の配置につきましては、平成20年度の制度開始より構成市町村からの派遣職員27人で業務を行ってきております。

続きまして(2)職員定数の増員や業務の割り振りで課を増やすなどの体制の見直しを行うべきである。見解を問うについてお答えいたします。

議員のおっしゃる命と健康を守るための支援を充実・強化させることにつきましては、必要性を認識しております。

その実現への一つとして、組織体制の見直しがあると考えております。

これまでも、事務の改善等を行っておりますが、今後、円滑な事務の執行や、事業の充実・強化を図るために、職員の増員も含め事務局の体制について調査・研究していきたいと考えております。

職員定数の増員や新たな課の新設につきましては、事務局体制の見直しを行った後に、その結果を検証し、検討していきたいと考えているところでございます。

なお、構成市町村につきましては、厳しい人員体制の中から26市町村が広域連合に職員派遣を行っているところでございます。

また、職員の人件費につきましては、41市町村が負担しております。

職員の増員は41市町村の財政的な負担増にもなりますことから、構成市町村との十分な協議を行い、ご理解とご協力を得る必要があると考えております。以上です。

#### ○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

#### ○前田千尋議員

ありがとうございます。

まず初めに保険料について再質問をさせていただきます。

9割、8.5割軽減を合わせて7万4,380人の多くの皆さんへの影響があるとかわかりました。

そうした中、これまでこの軽減特例が議会の中では何度も確認をしていますけれども、この後期高齢制度のスタートにあたって、やはりこれを設けなければスタートすることができなかった制度であるというところがまず1点だと思います。

本則に戻るといところで決まったので、条例の改正が出てきているわけですがけれども、私は、先ほど連合長からも見解をお聞きしまして、頑張ってくださいという思いと、一つ、今後軽減措置、継続も含めて求めていくというところは、大きく評価しております。

ただ、先ほど介護保険や年金について総合的に見た場合には、マイナスではないというような説明もありましたし、それであるならば介護保険の内容はどうなっているのか、年金の生活者給付支援の内容については、どのように理解されているのか、今一度当局からの説明を受けたいと思いま

す。

#### ○議長(比嘉武宏)

富原守友管理課長。

#### ○管理課長(富原守友)

前田議員からの再質問にお答えいたします。

介護保険の拡充と年金生活者支援給付金の内容についてでございました。

国からの資料によりますと、65歳以上の介護1号保険料につきましては、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得となっている高齢者の保険料の軽減が拡充されるものです。

介護保険料は所得段階ごとに保険料額が定められており、市町村民税非課税世帯である第1段階から第3段階までの保険料が軽減拡充の対象となっております。

軽減額を全国平均で見た場合、第1段階で月額880円、第2段階で月額1,470円、第3段階で月額290円の軽減が実施される見込みでございます。

次に、年金生活者支援給付金につきましては、平成24年に法律が制定されており、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている者に対しましては、一定の支給要件に依じて、年間最大6万円、月額最大5,000円が支給されることにより、負担が軽減されるものでございます。

#### ○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

#### ○前田千尋議員

今、説明を受けましたけれども、介護のこと、年金のこと、それぞれがここでは議論できないことですよ。それをもって、後期高齢で軽減特例を廃止するということでは、大変危惧をいたしますし、反対であります。

今、課長が細かく説明いただきまして、それについてはありがとうございました。

これはもともと国に言わないといけないことだとは思っておりますが、ぜひ連合長、今後、軽減措置を継続するかどうかも含めて検討していくと先ほどありました。その際に、こうしたものが本当にされているのか。

また介護も年金もどの時点をスタートにその金額をマイナスがないと言っているのかの検証もお願いしたいと思います。

介護保険制度は、介護保険制度はこれから要介護から1、2が減らされることとなります。

さらに年金は毎年受取金額が削減されております。こうした中で本当にこれがマイナスにならないのか、私は大変危惧をいたしますし、軽減特例は引き続き必要でありますし、そもそもこの特例自体が特例のままではなく、本則として改善されなければならないものだと思っております。

今回はこの程度にとどめておりますが、連合長、ぜひとも軽減措置、特例を検証していただいて、改めて後期高齢者の皆さんの生活と健康を守る、先ほど生活を守るために維持と恒久化を含めて求めてきたということもありました、その件に関しては、私も同じ思いであります。引き続き頑張っていたきたいということで、ここは申し添えて終わりたいと思います。引き続きどうぞ頑張ってください。よろしく願いいたします。

続きまして、実施事業について、改めてお伺いいたします。

さまざまな事業をする中で、本当にご苦労があたりだと思っておりますが、私、後期高齢医療制度自体は、さまざまなことに反対のところもありますが、事業は高齢者の皆さんのためにはどうしても必要だと思いますので、改善をさらにもっと頑張っていたきたいという思いでこの質問をしております。

訪問事業につきましては、改善の効果が83%ということで、事業の効果は大変大きいのではないかなと思います。今後も効果について、改めて次回の議会でもお伺いできれば、その効果をさらに広げていただきたいと思っております。

ただ、9町村、延べ1,051件ということですので、やっている市町村との連携もあると思っておりますが、これをもっと広げるためにはどうすればいいのかということも事業の課題になるのかなと思いますが、改めてご相談いたします。

訪問指導事業について、今後の課題といたしますか、改善点をどのようにお考えなのかお伺いいたします。

**○議長(比嘉武宏)**

大城孝良事業課長。

**○事業課長(大城孝良)**

訪問指導事業、今後の課題について問う再質問についてお答えします。

現在、訪問指導事業は、県内31市町村の実施にとどまっており、将来的には全市町村実施に向け、市町村の介護・福祉・保健事業との連携が円滑に図れるような体制整備が重要な課題と考えています。

また、指導員などの確保、掘り起こしについても市町村と連携し、情報を共有しながら取り組む必要があると考えております。

今後とも、市町村担当者説明会や関係機関への協力要請など、周知、説明を実施し、事業を推進していきたいと考えております。

**○議長(比嘉武宏)**

前田千尋議員。

**○前田千尋議員**

大変将来的な課題というか、現在31のみの自治体を、将来は離島も含めて全てやりたということでしたので、頑張っていたきたいと思っております。

介護やさまざまな医療の連携が必要であること、一番指導員の確保って本当に大変だと思うので、どのように指導員を確保していくのか、時給を上げていくのか、連携なども必要だと思いますので、また細かく分析をさせていただきたいと思っております。頑張ってください。

次に歯科健診事業について、同じですけれどもお聞きしたいと思います。

歯科健診は、これまで那覇でもやったことがありますがけれども、大変好評だったと把握しております。

ただ、今回500人に対して194人というのは、課題が残っているなというのを数字的には見ておりますけれども、今後全ての市町村でこれもやる必要があると思っております。そうしたことも含めて課題改善について伺います。

**○議長(比嘉武宏)**

大城孝良事業課長。

**○事業課長(大城孝良)**

歯科健診事業の今後の課題について、再質問にお答えいたします。

歯科健診事業は、高齢化に伴う心身の虚弱、いわゆるフレイルの予防及び口腔機能の低下等から

生ずる疾病予防につながるものと考え、重要な事業であると認識しております。

今後、全市町村を対象に実施する必要があると考えています。

対象者への周知はもとより、歯科医院の確保を初めとする実施体制の整備、また健診内容の方法等も課題と考えています。

現在75歳から79歳までを対象年齢としておりますが、全市町村実施に向け対象年齢の調整が必要となる場合も考慮されることから、より効果的な事業の実施に向けて、県歯科医師会との連携強化を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

#### ○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

#### ○前田千尋議員

頑張っていたきたいと思います。

歯科医の皆さんにお聞きしましたところ、口腔内の環境を整える、機能を向上していくところとはとても寿命とかかわりがあって、大変重要な支援事業だと改めて思いました。

ぜひ活用しやすい事業にしなければいけないと思いますし、歯科医の皆さんとの連携もとても重要だと思います。

あと、後期高齢者ですので、歯科の場所までどのように行くかということも大変重要なことなのかもしれませんので、そういった細かな点も、たくさんの声をお聞きしながら、ぜひとも早急に歯科健診事業のさらなる向上と、離島も含めた全ての自治体でぜひ連携して行っていただきたいということで、これは要望いたします。

最後に職員体制の強化について伺います。

現在職員数が、定数が30人のところ27人とお聞きしております。私は那覇ですので、那覇市の事務局長や職員の皆さんがこの場所に集まって議会を運営されていること、大変評価をしておりますけれども、今後、後期高齢者の数はどんどん自然増も含めて増えてまいります。

そうしたとき、先ほどの事業の評価を行ったり、分析をするとすると、今の人数では到底難しいのではないかと考えるわけです。

私がいま那覇市でも、職員と意見交換をした

中で、こうした後期高齢制度も、もう12年目になるので、職員体制ももっと強化をして、課を増やしたほうがいいんじゃないかなという声も聞かれましたので、これは高齢者のための制度ですので、ぜひとも職員の皆さんが今回別の事業で勤務時間などもありましたけれども、お休みがしっかりとれるように、急な対応もできるように、派遣をされているというほかのところとは違う実態もあると思いますので、ぜひその辺も考慮されながら、今後も頑張ってもらっていただきたいと提案し、一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長(比嘉武宏)

これをもって、前田千尋議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は全て終了しました。

#### ○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第12、これより討論・採決を行います。

#### ○議長(比嘉武宏)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

#### ○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

#### ○議長(比嘉武宏)

これより、議案第1号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

#### ○議長(比嘉武宏)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ○議長(比嘉武宏)

続きまして、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。



(「なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

**○議長(比嘉武宏)**

これより、議案第2号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

**○議長(比嘉武宏)**

議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「議長」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

前田千尋議員。

**○前田千尋議員**

ただいま議題となっております議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、私は反対の立場から討論をいたします。

今回行われます改正の中に、これまで制度が始まって多くの国民が求めてきた軽減特例が廃止されることが入っております。軽減特例の影響はこの沖縄県でも大変大きく、7万4,380人もの皆さんに影響を及ぼします。

これまでの議会の中では、介護保険制度、年金などでその補填が行われるので大丈夫だというような討論がありましたけれども、私はこういった別建ての制度で約束できるものではないと思っております。

後期高齢者医療制度は、高齢者の皆さんの命と健康を守るために行われるべきものであります。その中であって軽減特例が廃止になるようなことがあってはならないと思います。

軽減特例は全国でも198億円があれば復活することができます。これは政府に引き続き、連合長

を先頭に申し入れをしていただきながら、財源を確保していく、そして軽減の特例だけではなく、これを本則にしてさらに多くの高齢者の皆さんが安心して医療が受けられる、長生きしてよかったと言える制度に改善するべきだと思います。

以上を申しまして反対討論といたします。

**○議長(比嘉武宏)**

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

**○議長(比嘉武宏)**

これより、議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

**○議長(宮城弘子)**

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

**○議長(比嘉武宏)**

続きまして、議案第3号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

**○議長(比嘉武宏)**

これより、議案第3号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**○議長(比嘉武宏)**

議案第4号、平成31年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

**○議長(比嘉武宏)**

これより、議案第4号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**○議長(比嘉武宏)**

続きまして、議案第5号、平成31年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「議長」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

前田千尋議員。

**○前田千尋議員**

ただいま議題となっております平成31年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算につきまして、私は反対の立場で討論いたします。

先ほど第6号議案で行われました条例の改正に伴い、今議案では、軽減特例の影響、交付金がマイナスになることになっております。特別会計では2億6,000万円余りの影響を及ぼすことが明らかとなっております。

先ほども討論いたしました、軽減特例は多くの県民、7万4,380人もの後期高齢者の皆さんに影響いたします。

さらに、先ほど質疑の中でも明らかになりましたが、沖縄県内で11月までに短期証の方は300人、未更新は168人もいらっしゃいます。留め置き合わせたとしても、496人の皆さんが安心して保険料を払うことができてない実態も明らかになっていきます。

それにもかかわらず、軽減措置を廃止し、さらにこうした高齢者の皆さんに負担を及ぼすような予算について私は賛成することができません。

なお、この軽減特例だけではなく、今後、後期高齢者医療制度は、今の1割の窓口負担が2割になるかもしれない、そういった議論もされている中、本当に高齢者の制度にとってどのようなあり方がいいのか問われていると思います。

私はそのことも含めて、今回もこの特別会計には賛成することができません。以上です。

**○議長(比嘉武宏)**

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

**○議長(比嘉武宏)**

これより、議案第5号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

**○議長(比嘉武宏)**

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**○議長(比嘉武宏)**

続きまして、日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出について議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

**○議長(比嘉武宏)**

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

**○議長(比嘉武宏)**

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づ

き、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(比嘉武宏)**

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

**○議長(比嘉武宏)**

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これで、平成31年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後0時06分 閉会)